

## 山ノ内町子ども基本条例

わたしたちがくらす山ノ内町は、ユネスコエコパークにも登録された雄大な志賀の山なみに囲まれた自然豊かなまちです。

このまちで育つ子どもたちは山ノ内町の宝であり、希望であり、多様な個性と可能性を持つかけがえのない存在として、一人ひとりの基本的人権が保障されなければなりません。

わたしたちの願いは、子どもたちが、幼児期からわがまちの豊かな自然とくらしの中に息づく伝統文化に触れながら、ふるさとへの愛着と誇りを感じ、地域の人々に見守られる中で、自尊心と他者を思いやる心や予測困難なこれからの社会を生き抜くための逞しさとしなやかさを培い、心身共に健康で幸せに育つことです。

山ノ内町は、未来を創る子ども一人ひとりの最善の利益を追求し続け、全ての子どもに安全で安心して育ち学ぶことのできる環境が保障されるまちの実現を、全ての町民が力を合わせて目指すためにこの条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、子どもの権利条約及び子ども基本法（令和4年法律第77号）の考えに基づき、子どもが誰一人とりのこされずに自立した個人として健やかに安心して育ち学ぶことができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる安全で安心なまちづくりの実現に、地域社会全体で取り組むことを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親、祖父母又は里親など、子どもを守り養育する者をいう。
- (3) 町民 町内に住所を有する者、町内に勤務する者、町内で活動する者、及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他団体をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育幼児教育施設、学校等教育施設、図書館等社会教育施設、その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。

### (基本理念)

第3条 子どもが安全に安心して育ち学ぶことのできるまちを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりのこどもを権利の全面的主体として尊重すること。
  - (2) 一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考えること。
  - (3) 一人ひとりのこどもの多様性に寄り添うこと。
  - (4) 子育てしやすいまちづくりに地域全体で取り組むこと。
- (こどもの権利)

第4条 子どもの権利条約の考えに基づき、こどもは生まれたときから次項に規定する権利を持つ個人として、大切に守られなければならない。

2 町、保護者、町民及びこどもが育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが安全に安心して育ち学ぶことができるよう次に掲げるこどもの権利を尊重するものとする。

- (1) 生きる権利 こどもには、大切な命が守られる権利があり、虐待、暴力、いじめや差別を受けることがあってはならない。
  - (2) 育つ権利 こどもには、持って生まれた能力を十分に伸ばし発揮できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障され、保護者及び町民に愛され支えられながら自分らしく育つ権利がある。
  - (3) 守られる権利 こどもには、幸せが奪われるような出来事から守られ、安全な環境で安心して過ごす権利がある。
  - (4) 参加する権利 こどもには、~~ほかの人の権利も大切にしながら、~~自分の意見を自由に表し、様々な活動に参加する権利がある。
- (こどもの役割)

#### 【第1案】

第5条 こどもは、地域社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 他者の権利を認め、尊重すること。
- (2) 様々な経験を通して豊かな人間性及び社会性を身につけること。

#### 【第2案】

第5条 こどもは、自分たちの権利が尊重され、安全に安心して育ち学ぶことのできるまちの実現を目指し、次の事柄に努めるものとする。

- (1) こどもの権利について学び、自らも発信すること。
  - (2) 他者の権利を尊重することについて学ぶこと。
  - (3) 多様な価値観に触れるために、幅広く対話すること。
- (保護者の役割)

第6条 保護者は、こどもの育ちと学びに第一義的な責任を持ち、その健全な成長を支えるとともに、第4条に規定するこどもの権利が守られるように努めなければならない。

(町民及び育ち学ぶ施設の役割)

第7条 町民及び育ち学ぶ施設(以下この条及び次条において「町民等」という。)は、地域全体で子どもを見守り、子どもの健やかな育ちのために協力し合い、子どもが安全に安心して暮らせるまちづくりに努めるものとする。

2 町民等は、保護者が前条に規定する役割を果たせるよう、必要な支援に努めるものとする。

(町の役割)

第8条 町は、子どもが安全に安心して育つことができるまちの実現のため、保護者や町民等と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 子どもが安全に安心して暮らせるまちづくりに努めること。
- (2) 子どもの意見表明を尊重し、子どもが地域社会に主体的に参加できるよう支援すること。
- (3) 子どもに関する取組の情報を、子どもにわかりやすく伝えるよう努めること。
- (4) 子どもの権利について、子どもと保護者や町民等に周知し、理解が深まるよう努めること。
- (5) 子どもに関する施策を策定・実施・評価するにあたり、子ども並びに子どもの育ちと学びに関わる当事者の意見を幅広く聴取し反映させるために必要な措置を講ずること。

(推進体制)

第9条 町が第1条の目的を達成するため、教育、福祉、保健、青少年健全育成その他子どもの育ちと学びに関する部署は、必要に応じて相互に情報を共有し、連携協力するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定める。

附 則 (令和6年 月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。